

II 学校における安全教育の視点

「わかる」「助かる」「みんなで助かる」力をはぐくむ安全教育は、児童生徒等の発達段階に応じて取組を進める必要があります。

1 幼児 ～危険に気づき、大人に伝える～

「あぶないことがあったら 先生におしえてね」

保護者の日常的な保護を離れ始めたばかりの幼児は、外界の危険との直接的遭遇の少なさから、大人の援助のもとで自ら遊ぶ体験をとおして何が危険であるかを理解し、様々な危険に対する対処方法を身に付けていく時期である。

身体の安全と心の安全に関して最も敏感な時期であることや、1つの事柄に注意や認知が固定化し、それ以外のことに対して複数の視点からの情報処理ができにくいという認知の中心化といった特徴を踏まえ、幼児が生活する環境内に潜在する危険について、できるだけ具体的な題材を示して理解させ、気付いた危険について大人に伝える姿勢を身に付けさせることが大切である。

また、教材や遊具等の使用の仕方等について、きめ細やかな指導と配慮が必要である。

<具体的目標>

- (1) 日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができる。
- (2) 危険な場所での行動や事件・事故災害時には、教職員や保護者等の大人の指示に従い行動することができる。
- (3) 危険な状態を発見したときには教職員や保護者等近くの大人に伝えることができる。

2 小学生 ～危険を理解し、身を守る～

「どうして気を付けなければならないか わかる？」

脳の抑制回路も発達し、衝動的な行動も減少する小学生期は、保護者や教職員のしつづけを素直に受ける時期であり、身の回りの危険についてひとつおりの教育が可能な時期である。

しかし、低学年の児童は危険を読み取る技能に未熟さがあり、潜在的危険に対する判断に弱さがある。

また、中学年になると、意識される生活空間は広がるが、身近な場所での危険についての知識を未知の場所での危険予測や判断につなげる力がまだ未熟である。

高学年では冒険心や仲間への同調行動からあえて危険な行動をとることもあるが、日常生活の様々な場面での危険を理解する能力も身に付く時期でもある。安全に行動することの大切さに加えて、**自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気を配る**ことをとおして、安全に対して「**展望する力**」をはぐくむことができる。

<具体的目標>

(1) 低学年

ア 安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができる。

イ 危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者等近くの人に速やかに連絡し指示に従う等、適切な行動をとることができる。

(2) 中学年

ア 「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の原因や事故の防ぎ方について理解し、危険を察知するとともに、自ら安全な行動をとることができる。

(3) 高学年

ア 中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動をとることができる。

イ 自分の安全だけでなく、家族等身近な人々の安全にも気配りができる。

ウ 簡単な応急手当をすることができる。

3 中学生 ～危険を予測し身を守り、率先して行動する～

「きみたちを頼りにしてるからね」

思春期を迎え、心身ともに大きな変化を示す中学生に対する安全教育においては、指示的な指導だけでなく、安全規則を遵守することの意義や、安全な行動をとることの理由を明確に示すことが大切である。居住している地域を中心として府内の具体的な場所や様々な場面を想定し、自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば安全が確保できるのかなどの、安全に関する様々な「知恵」を理解させ、大切にさせることが重要である。

また、個別化、複雑化する傾向にある中学生の特徴にあった題材を生徒の関心と安全教育との接点を見出しながら、自然、人、社会とのつながりを意識した教育内容を設定し、教材を提示することが求められる。

更に、中学生は居住している地域の最も年長の子どもであることの自覚を促し、自らの行動が社会に影響を与える可能性についても触れた意識付けを行う。東日本大震災において中学生の日常の学習に基づいた避難行動が率先した行動となり、地域の人々の避難行動につながった事などを例にして、社会と自己とのつながりを大切にできる態度も醸成させることが大切である。

＜具体的目標＞

- (1) 小学校までに学習した内容を更に深め、交通安全や日常生活に関して安全な行動をとることができる。
- (2) 応急手当の技能を身に付ける。
- (3) 災害安全への日常の備えや的確な避難行動ができる。
- (4) 自己の安全だけでなく、他の人々の安全に配慮する力を身に付ける。

4 高校生 ～自他の安全を守り、社会と共生する～

「高校生としての役割を果たそう」

高校生に対しての安全教育は、社会的貢献や社会の一員としての役割を意識させるなど、より大きな視点に立った生き方を促す取組が必要である。人間としての在り方や生き方を発見していくことが求められる高校生にとって、行動の規範が自分の利害や興味・関心のみに傾かないためにも、人を思いやり共に助け合い、

積極的に社会と関わる安全教育が求められる。

東日本大震災の際も、自ら被災しているにも関わらず、避難所の運営にボランティアとして参加する高校生の姿があり、本府においても高校生自身が地域社会において各種交通安全や防犯の啓発や啓蒙活動に参加している事例がある。こういった活動に取り組むことは、**社会人としての自覚を高め、より広い視野から安全をとらえる機会**となり、自然、人、社会と「**つながる力**」となる。

＜具体的目標＞

- (1) 自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域の人々の安全に貢献する大切さについて一層理解を深める。
- (2) 心肺蘇生等の応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できる。
- (3) 安全で安心な社会をつくることの重要性について理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できる。

5 障害のある児童生徒等 ～危険を避ける力を付ける～

「危ないときこそ 身を守る」

障害には、一般的には視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等があり、近年、児童生徒等の障害は重度・重複化、多様化してきている。

また、通常の学級にも、特別な支援や配慮を要する児童生徒等が増えている。

障害のある児童生徒等が、あらゆる危険を回避し安全に行動するためには、環境の安全確保とともに、自らの力を最大限に生かし、危険から回避できる能力を身に付けさせることが必要である。

冷静に考える力、前後の事情を総合して物事をどう進めるのかを決める力を育てることや、話し言葉に限らないコミュニケーション能力等を日常の学習活動とおして育成し、学校生活や社会生活の中で安全に行動できる態度を身に付けさせることが重要である。

また、障害のある児童生徒等の一人一人の状態を、学級担任や養護教諭、児童生徒等に日常的に接する教職員との間で継続的な観察と情報交換をおして適切に把握することが大切である。

＜具体的目標＞

(1) 幼稚部

ア 情緒の安定を図り、遊びをとおして状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができる。

イ 危険な場所や事物等が分かり、安全についての理解を深める。

(2) 小・中学部

ア 教職員と一緒に、また教職員の援助を受けながら健康で安全な生活を送ることができる。

イ 健康や身体の変化に関心を持ち、健康・安全に関する初歩的な事柄を理解する。

(3) 高等部

ア 教職員と一緒に健康で安全な生活を送ることができる。

イ 健康や身体の変化に関心を持ち、健康・安全に関する事柄を一層理解する。

6 日常の学校生活における具体的な安全指導の留意点 <参考>

(1) 「朝の会」「終わりの会」「ショートホームルーム」等の安全指導の留意点

ア 児童生徒等の安全に対する意識を喚起する題材の提示、表現の仕方

イ 1 単位時間の学級活動の内容や、日常の学校生活における指導との関連

ウ 学校行事等における指導内容との関連への配慮

エ 児童生徒等の日常生活での安全な行動実践の評価とその後の指導

(2) 「休み時間」等の安全指導の留意点

ア 児童生徒等の問題となる行動の改善

イ 児童生徒等の安全に対して望ましくない行動の教材化

(3) 安全に関する個別指導の配慮

特別支援学校や通級による指導を受ける障害のある児童生徒等とともに、通常の学級にもLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等が在籍していることがある。これらの児童生徒等に対する安全指導では、次の点に留意して指導をすすめる。

- ア 特別支援学校や医療、福祉等、関係機関の助言や援助を活用
- イ 個々の児童生徒等の障害の状態に応じた指導内容や方法の計画的、組織的な工夫

